

第395回南国市議会臨時会会議録

南国市告示第44号

平成29年4月21日

南国市長 橋 詰 壽 人

第395回南国市議会臨時会を次のとおり招集する。

記

1. 期 日 平成29年4月28日

2. 場 所 南国市役所 5階議場

3. 付議事件

- (1) 南国市税条例の一部を改正する条例
- (2) 南国市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- (3) 損害賠償の額を定めることについて
- (4) 平成28年度南国市一般会計補正予算の専決処分の承認について
- (5) 損害賠償の専決処分の報告について
- (6) 損害賠償の専決処分の報告について
- (7) 損害賠償の専決処分の報告について

第1日 平成29年4月28日 金曜日

出席議員

1 番 神 崎 隆 代君	2 番 植 田 豊君
3 番 浜 田 憲 雄君	4 番 山 中 良 成君
5 番 岩 松 永 治君	6 番 西 川 潔君
7 番 土 居 恒 夫君	8 番 高 木 正 平君
9 番 有 沢 芳 郎君	10 番 中 山 研 心君
11 番 前 田 学 浩君	12 番 村 田 敦 子君
13 番 岡 崎 純 男君	14 番 小笠原 治 幸君
15 番 野 村 新 作君	16 番 浜 田 和 子君

17番 浜田 勉君
19番 福田 佐和子君
21番 今西 忠良君

18番 土居 篤男君
20番 西岡 照夫君

＊

欠席議員

なし

＊

出席要求による出席者

市長	橋詰 壽人君	副市長	平山 耕三君
副市長	吉川 宏幸君	参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長	西山 明彦君
参事兼財政課長	渡部 靖君	企画課長	松木 和哉君
情報政策課長	原 康司君	危機管理課長	中島 章君
市民課長	崎山 雅子君	子育て支援課長	田内 理香君
長寿支援課長	島本 佳枝君	保健福祉センター所長	島崎 哲君
環境課長	谷合成 章君	農林水産課長	村田 功君
商工観光課長	長野 洋高君	建設課長	西川 博由君
地籍調査課長	古田 修章君	都市整備課長	若枝 実君
上下水道局長	橋詰 徳幸君	会計管理者兼参事兼会計課長	橋田 裕子君
福祉事務所長	岩原 富美君	教育長	大野 吉彦君
教育次長兼学校教育課長	竹内 信人君	生涯学習課長	中村 俊一君
監査委員局長	細川 千秋君	農業委員会事務局局長	土橋 愛君
消防長	小松 和英君		

＊

議会事務局職員出席者

事務局長	秋田 節夫君	次長	公文 知子君
書記	門脇 智哉君		

＊

議事日程

平成29年4月28日 金曜日 午前10時開議

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案第1号 南国市税条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第2号 南国市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第3号 損害賠償の額を定めることについて
- 第6 報告第1号 平成28年度南国市一般会計補正予算の専決処分の承認について
- 第7 報告第2号 損害賠償の専決処分の報告について
- 第8 報告第3号 損害賠償の専決処分の報告について
- 第9 報告第4号 損害賠償の専決処分の報告について

—————*—————

午前10時 開会・開議

○議長（西岡照夫君） これより第395回南国市議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

—————*—————

会期の決定

○議長（西岡照夫君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

—————*—————

会議録署名議員の指名

○議長（西岡照夫君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、中山研心君及び前田学浩君を指名いたします。

—————*—————

○議長（西岡照夫君） 市長より議案の送付がありましたので、お手元へ配付いたしました。

職員をして送付書を朗読いたさせます。事務局長。

（事務局長朗読）

.....

平成29年4月28日

南国市議会議長 西岡照夫様

南国市長 橋詰壽人

第395回南国市議会臨時会の議案の送付について

第395回南国市議会臨時会に提出する議案を別紙のとおり送付します。

議案第1号 南国市税条例の一部を改正する条例

議案第2号 南国市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第3号 損害賠償の額を定めることについて

報告第1号 平成28年度南国市一般会計補正予算の専決処分の承認について

報告第2号 損害賠償の専決処分の報告について

報告第3号 損害賠償の専決処分の報告について

報告第4号 損害賠償の専決処分の報告について

.....

—————*—————

議案第1号から議案第3号まで、報告第1号から報告第4号まで

○議長（西岡照夫君） この際、議案第1号から議案第3号まで及び報告第1号から報告第4号まで、以上7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 橋詰壽人君登壇〕

○市長（橋詰壽人君） おはようございます。

本日、年度初めのたいへんお忙しい中、議員の皆様のお出陣をいただき、第395回南国市議会臨時会が開かれますことを厚く御礼申し上げます。

開会に当たり、提案いたしました議案の説明に先立ちまして、ご挨拶申し上げます。

国際情勢は、北朝鮮が核・ミサイル開発を進め、弾道ミサイル発射実験を繰り返す、非常に緊迫した状況となっております。4月21日には、消防庁から初めて「弾道ミサイル落下時の行

動等について」が出され、国民への注意喚起が図られております。

トランプ米大統領は、こうした北朝鮮の動きに毅然とした態度を示しており、米朝間の緊張がさらに高まる中、日米韓、そして中国を含めた各国の連携した対応がたいへん重要な局面となっております。北朝鮮を対話の場につかせ、平和的解決に向けて取り組んでいくことに期待するところであります。

また、昨年4月14日及び16日に発生した熊本地震から1年が経過いたしました。家屋倒壊による避難生活を余儀なくされている方々が、今なお千人近くいらっしゃいます。専門技術者の不足等により、なかなか復興が進まない状況がありますが、東日本大震災を含め、全国各地での大規模災害の1日も早い復興を願うところであります。

それでは、提案いたしました議案につきまして、提案理由を申し述べます。

議案第1号南国市税条例の一部を改正する条例、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令第26号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令第27号）が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

主な改正の内容は、控除対象配偶者の定義が変更されたことに伴う規定の整備及び軽自動車税のグリーン化特例の適用期限を延長することです。

議案第2号南国市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）が平成29年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更であります。

議案第3号損害賠償の額を定めることについて、平成28年10月11日午後6時42分頃、南国市大塚甲936付近の市道西ノ窪南北線上を自転車で通行中の者が、道路の陥没穴が原因で自転車ごと転倒したことにより、負傷する事故がありました。

道路管理者として、相手方に損害を与えたので、159万3,934円の損害を賠償するものであります。

なお、損害賠償額につきましては、その全額を全国市有物件災害共済会から支払うものであります。

報告第1号平成28年度南国市一般会計補正予算の専決処分の承認について、3月補正予算後に額が確定したことにより平成28年度地方交付税1億8,827万9,000円を増額し、これを財源と

して財政調整基金繰入金 1 億8,827万9,000円を減額いたしました。

また、津波避難対策等加速化臨時交付金1,273万5,000円を減額し、防災対策加速化基金積立金1,273万5,000円を減額計上する補正予算の専決処分を行ったものであります。

繰越明許費といたしましては、農林水産業費関係で 1 事業1,050万円、土木費関係で 1 事業200万円を追加計上し、教育費関係で 2 事業を変更計上いたしました。

報告第 2 号損害賠償の専決処分の報告について、平成29年 1 月10日午後 1 時 5 分頃、南国市岡豊町中島1334付近の市道中島小蓮橋線上を走行中の車両に、道路中央部に埋め込まれたクロスポインターの設置状態の不良により損傷を与えたため、地方自治法第180条第 1 項の規定に基づき、議会において指定されている事項について、25万1,423円の損害賠償の額を専決処分いたしました。

つきましては、同条第 2 項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

なお、損害賠償額につきましては、その全額を全国市有物件災害共済会から支払うものであります。

報告第 3 号損害賠償の専決処分の報告について、平成29年 1 月25日午前 8 時 0 分頃、南国市大塚甲978付近の市道能間線上を歩行中の者が、破損して土台の金属部分のみの状態となっていた危険杭につまずいて転倒したことにより、負傷したため、地方自治法第180条第 1 項の規定に基づき、議会において指定されている事項について、9,900円の損害賠償の額を専決処分いたしました。

つきましては、同条第 2 項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

なお、損害賠償額につきましては、その全額を全国市有物件災害共済会から支払うものであります。

報告第 4 号損害賠償の専決処分の報告について、平成29年 3 月10日午後10時 2 分頃、南国市久礼田416-1 Yショップくれだ駐車場において、市職員が公用車の使用により相手方に損害を与えたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定に基づき、議会において指定されている事項について、3万5,640円の損害賠償の額を専決処分いたしました。

つきましては、同条第 2 項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

なお、損害賠償の額につきましては、その全額を全国市有物件災害共済会から支払うものであります。

以上をもちまして、私からの提案理由の説明を終わります。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西岡照夫君） これにて提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第1号の質疑を許します。質疑はありませんか。19番福田佐和子さん。

〔19番 福田佐和子君登壇〕

○19番（福田佐和子君） 議案第1号南国市税条例の一部を改正する条例について、1点お聞きをいたします。

先ほどの御説明でも、控除対象配偶者の定義が変更されること、そしてグリーン化特例の適用期限を延長するということでありましたけれども、1点お尋ねをしたいのは、控除対象配偶者、この定義が変更されたことに伴う納税者への影響、具体的にどのような収入段階の方がどうということになるのかお尋ねをいたします。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。平山副市長。

〔副市長 平山耕三君登壇〕

○副市長（平山耕三君） おはようございます。

先ほどの福田議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

今回、地方税制の改正ということで、平成30年度の所得から配偶者控除、今まで配偶者控除が33万円であったということですが、それが今まで所得制限がございませんでした。その所得制限が今回できるということになりました。それが1,000万円の所得以上になります。1,000万円の所得を超えることになると、控除対象配偶者の控除がなくなるということですが、所得制限ができたということですが、900万円以下ですと33万円、900万円を超えて950万円以下でありますと22万円、950万円を超えて1,000万円以下でありますと11万円、1,000万円を超えるとなくなるという段階のついた配偶者控除となるということですが、それにつきまして、名称が、呼び方が変わります。今までは控除対象配偶者一本でしたが、この33万円以下の者を同生計配偶者と名称を変えるということですが、そして、1,000万円以下である納税義務者の配偶者を控除対象配偶者という名称に変えるという変更でございます。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第1号の質疑を終結いたします。

議案第2号の質疑を許します。質疑はありませんか。19番福田佐和子さん。

〔19番 福田佐和子君登壇〕

○19番（福田佐和子君） 議案第2号南国市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてお尋ねをいたします。

今回の改正は、減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更ということで説明がありましたけれども、算定額の幅が広がるということについてはええことではあると思うんですけども、今回変更になります介護保険納付金のうち、必要経費ははなから決まっているわけで、今回この変更によって減額をされる金額については、加入者の負担に今後なるのか、あるいは市の負担になるのか、それとも国が手当てをしてくれるのか。必要経費は決まっているわけですから、納付金のマイナス分について、どのような手当てをされるのかお尋ねをいたします。

○議長（西岡照夫君） 平山副市長。

〔副市長 平山耕三君登壇〕

○副市長（平山耕三君） 福田議員さんの御質問にお答えします。

福田議員さんのおっしゃるとおり、今回のこの改正で控除対象になる世帯、人数がふえるということになります。今までは所得に応じて7割軽減、5割軽減、2割軽減とございましたが、そのうちの5割軽減と2割軽減の世帯及び対象人数がふえるということになります。それにつきまして控除対象の幅が広がるということは、それだけその国保税自体が少なくなるということで、その少なくなったところの補填がどうなるかということだと思います。それにつきましては、今までも一般会計からの繰出金ということで法定内繰り出しということをやっております。保険基盤安定繰出金ということでございます。その繰出金が今までございまして、その繰出金がふえるというふうになります。その繰出金の財源につきましては、今まで県の4分の3の補助と、残りは地方交付税の基準財政需要額への算入ということになっております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 19番福田佐和子さん。

○19番（福田佐和子君） 先ほどの答弁だと、直接の国保加入者負担はないということで受けとめてよろしいですか。

○議長（西岡照夫君） 平山副市長。

○副市長（平山耕三君） この改正による国保税の改定が必要になるということはないということです。改正による税の増ということはないということでございます。

○議長（西岡照夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第2号の質疑を終結いたします。

議案第3号の質疑を許します。質疑はありませんか。19番福田佐和子さん。

〔19番 福田佐和子君登壇〕

○19番（福田佐和子君） 議案第3号損害賠償の額を定めることについてお尋ねをいたします。

議案第3号につきましては、道路の陥没で自転車の方が転倒されたという事故についての損害賠償の議案でありますけれども、後で出ます報告2件も同じように道路の不備が原因で事故を起こされたということになります。臨時議会において3件、道路の不備による事故があったということでありまして、損害賠償は当然のことですけれども、日々使用する安全なはずの市道でこれだけ事故があるということは、大変市民にとっても不安な中身であろうかと思っております。今回これだけの件数、多く出たことについてもですけれども、これまでの経過も踏まえて、今後市道の整備を具体的にどのように強化をしていくのか、例えば南国市全域、南と北に分かれて見回りをしているということですので、なお強化をするべきだというふうに思いますが、今回の3件の賠償を受けて、市のほうはどのように取り組みをされるのかお尋ねをいたします。

○議長（西岡照夫君） 建設課長。

〔建設課長 西川博由君登壇〕

○建設課長（西川博由君） おはようございます。

現在、保守員4名で、南国市内4地区に分けて巡回をしておりますが、この事故を受けまして、職員においても月2回、職員で4カ所を補強するという形で目視をして、陥没しそうな場所、それと舗装等の破損についてカメラを持って回る。で、即対応と。それから、陥没等につきましては、即業者等に任ずということで、迅速な対応をするような体制を新たにしております。

以上です。

○議長（西岡照夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第3号の質疑を終結いたします。

報告第1号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 報告第1号の質疑を終結いたします。

報告第2号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 報告第2号の質疑を終結いたします。

報告第3号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 報告第3号の質疑を終結いたします。

報告第4号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 報告第4号の質疑を終結いたします。

これにて議案及び報告に対する質疑を終結いたします。

＊

○議長（西岡照夫君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号から議案第3号まで及び報告第1号、以上4件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

＊

○議長（西岡照夫君） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 討論を終結いたします。

＊

○議長（西岡照夫君） これより採決に入ります。

まず、議案第1号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（西岡照夫君） 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（西岡照夫君） 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、報告第1号を採決いたします。本案はこれを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、報告第1号は承認することに決しました。

なお、報告第2号から報告第4号まで、以上3件は議決の対象となりませんので、念のため申し上げます。

—————*—————

○議長（西岡照夫君） この際、4月の人事異動により新しく管理職になられた方に御挨拶をいただきたく、許可いたしますので、御挨拶を願います。橋詰上下水道局長。

〔上下水道局長 橋詰徳幸君登壇〕

○上下水道局長（橋詰徳幸君） おはようございます。

本年4月の定期異動で上下水道局長を拝命いたしました橋詰徳幸でございます。

本日は貴重なお時間をいただきまして、発言の機会を与えていただきましたことを、西岡議長を初め議員の皆様方に厚くお礼申し上げます。

上下水道局の業務は、ライフラインとして市民生活や社会活動に直接かかわっており、地震、集中豪雨のような災害時も含め、係を超えて情報を共有し、協力し合い、職員一丸となって素早く対応することができる職場づくりを目指してまいります。

水道事業につきましては、節水など年間給水量が減少傾向にある中、石綿管の布設がえや基幹管路施設の耐震化、未普及地の解消等、どうしても投資しなければならない工事があります。そのため、老朽管路の布設がえや有収率の向上や給水停止などによる水道料金の未収対策を引き続き推進し、経営の健全化を図り、今後進めてまいります。

次に、下水道事業及び農業集落排水事業につきましては、新川雨水幹線の整備や明見地区排水対策、汚水未普及地区の後免町、駅前町、篠原地区の整備など、費用対効果を考慮した計画的な、なお効率的な投資を図りたいと思います。また、水洗化の促進や戸別訪問による使用料

金の債権確保を今後も継続的に取り組み、経営の適正化を図りたいと考えております。

つきましては、議員の皆様方による御指導、御支援をお願いしたいと思います。

以上、新任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

—————*—————

○議長（西岡照夫君） 以上で今臨時議会の付議事件は議了いたしました。

これにて第395回南国市議会臨時会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午前10時30分 閉会